

報告第 5 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

平成25年5月23日

市川市長 大久保 博

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

- (1) 東京都新宿区高田馬場1丁目29番10号
東亜ディーケー株式会社 代表取締役 佐々木 輝男
- (2) 京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地
株式会社堀場製作所 代表取締役 堀場 厚
- (3) 大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号
紀本電子工業株式会社 代表取締役 紀本 岳志
- (4) 京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地
株式会社島津製作所 代表取締役 中本 晃

2 事件の概要

大気汚染常時監視自動計測器の製造販売業者が、公正取引委員会から談合を行っていたと認定されたことに伴い、平成16年度から平成18年度までの契約に関して市が被った損害について、東亜ディーケー株式会社（以下「東亜」という。）、株式会社堀場製作所（以下「堀場」という。）、紀本電子工業株式会社（以下「紀本」という。）及び株式会社島津製作所（以下「島津」という。）に対し、連帶して1070万5422円（うち島津にあって

は723万4836円)及びその遅延損害金を支払うよう求めた事件である。

3 和解の主な内容

- (1) 被告東亜、被告堀場及び被告紀本は、原告に対し、本件和解金として、総額529万5150円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告紀本は、原告に対し、被告東亜、被告堀場、被告島津及び利害関係人紀本岳志と連帶して、(1)の金額のうち被告紀本に支払義務がある金額を分割して支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告ら及び利害関係人紀本岳志は、地方自治法96条1項の議決を得るため、及び、同法179条3項の報告をし、承認を得るため、その他法令上の義務に基づく場合を除き、この和解条項の内容をみだりに第三者に口外しないことを約する。ただし、被告らが、本件と同種の他の訴訟事件(大気常時監視自動計測器の入札に係る損害賠償請求事件)において、当該係属裁判所に開示する場合には、この限りではない。
- (5) 原告と被告ら及び利害関係人紀本岳志は、原告と被告ら及び原告と利害関係人紀本岳志との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。